

# 三豊市過疎地域持続的発展計画に 関する中間評価について

開催：令和5年10月19日（木）

# 1. 三豊市過疎地域持続的発展計画

## 過疎地域持続的発展計画とは

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定に基づき、過疎地域の持続的発展を図るために必要な事項を定めるもの。

## 三豊市の過疎地域

詫間町・仁尾町・財田町

## 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

## 2. 達成状況の中間評価

### 計画の達成状況の評価に関する事項

達成状況評価は、外部委員会等により計画の中間年度および最終年度に行う。  
→令和5年度が中間年度

### 評価内容

本計画「(5)地域の持続的発展のための基本目標」において、「三豊市第2次総合計画」に基づき63,500人+を人口目標に掲げ、11の項目で示す施策を展開することで、魅力的なまちの実現による人口増加をめざすこととしている。

- (1) 人口目標
- (2) 11の施策の取組状況

## 2. 達成状況の中間評価

### (1) 人口目標

単位：人

目標値	現状 (R5.4.1)	目標値との比較
63,500+	59,352	▲4,148

本計画策定時点（R2.10.1）の人口が61,857人であり、計画策定以前から目標値を割り込んでいたものの、令和4年度までにさらに減少し、現在は目標値から約4,100人のマイナスとなっている。

## 2. 達成状況の中間評価

### (2) 11の施策の取組状況

- ・ 11の施策において、それぞれ計画期間内に実施すべき事業（計53事業）が定められている。
- ・ 中間評価に当たり、以下の項目について担当課による自己評価を実施。内容は別紙参照。
  - ①過疎地域において、令和3・4年度に実施した内容
  - ②実施内容に対する評価
  - ③今後の課題と対応策

(1) 人口目標、(2) 11の施策の取組状況について、ご意見やご助言をお願いいたします。

三豊市過疎地域持続的発展計画の中間評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R3・4年度に過疎地域で実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
2. 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成 (15-16)	過疎地域持続的発展特別事 業(人材育成)	まちづくり活動推進事業：地域運 営組織である「まちづくり推進 隊」の運営支援により、地域の人 材育成を図る	地域戦略課	地域コミュニティの維持のための事業(環境美化、 防災活動、文化伝承、健康増進、子ども対象イベ ント等)を継続的に実施するだけでなく、財田では移 住促進として空き家の清掃や移住者の町内案内等 を通じた交流事業、仁尾ではまち歩きアプリの提供に よる観光の促進、また、詫間では志々島の活性化を 通じた島文化の継承などといった、各地域のそれぞ れの特徴を活かした自主事業を実施した。 <各推進隊の役務提供者延べ人数> ・詫間：R4年度 4,129人、R3年度 814人 ・仁尾：R4年度 1,290人、R3年度 833人 ・財田：R4年度 444人、R3年度 369人	それぞれの推進隊が地域の特徴を生かした事業を 実施できた反面、ほとんどが継続事業となってお り、事業内容の見直し等による新規事業の企画数 が少ないため、まちづくり活動への新規参加者 (役務提供者と参加者両方)が獲得できていな い。	新型コロナにより希薄化した地域コミュニティに おいて、新たに生じている地域課題等に対して、 市の交付金ありきではない、真の地域課題解決に 向けた活動への変革に向けて、自立した体制への 推進隊の改革や、活動への新規参加者の確保に繋 がるように事業内容の精査、見直しについて支援 していく。
2. 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成 (15-16)	過疎地域持続的発展特別事 業(移住・定住)	定住促進事業：転入者への家賃補 助や、若者世帯への住宅補助、空 き家バンク登録物件のリフォーム 補助等により移住・定住人口の増 加を図る	地域戦略課	移住フェアの参加や移住希望者との個人相談を通 じ、三豊市をPRすることができた。また、若者定住 に関する住宅取得費の補助金や県外からの移住者 を支援する家賃補助、新婚世帯に対する家賃補助、空 き家バンクリフォーム補助事業等を実施した。	移住相談時に、三豊には海側・山側・まちなか、 と3つのエリアの暮らしの選択肢があることを説 明したところ、特に海側・山側の暮らしを希望す る人が多かった。移住相談と各種補助金支援の相 乗効果により、過疎地域となる海側の詫間・仁 尾、山側の財田に2年間で106世帯、285人の移住 者を迎え入れることができた。	補助事業による移住が確実に定住につながるとは 限らない面もあることから、補助金支援だけでは なく、積極的な情報発信や移住後のフォローに重 点を置き、移住定住者増加を図る。

三豊市過疎地域持続的発展計画の中間評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R3・4年度に過疎地域で実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
3. 産業の振興 (17-23)	基盤整備(農業)	農道・ため池・ほ場整備事業	土地改良課	<p>・農道 高生産性農業の促進や農業の近代化、地域の利便性の向上や活性化を図るため、農道網の有機かつ合理的な整備を目的として、農道の整備や保全対策を行っている。</p> <p>実施箇所：西讃南部地区 財田工区(財田町)</p> <p>・ため池 農地及び農業用施設を災害から守り、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るとともに、国土の保全を進めるため耐震改修を行っている。</p> <p>実施箇所： 詫間地区(昭和池・神田神池・神田上池・三畝町池) 仁尾地区(天王上池) 財田地区(辰丹波新池・皿谷上池)</p> <p>・ほ場整備事業 生産性の高い効率的な農業を目指し、生産コストの低減をしながら、土地生産性や付加価値の高い効率的な農業経営への体質強化を図る。具体的には、不整形な農地等の区画形質の改善、用排水路や農道等の総合的な整備、さらには事業の実施を契機とした農用地の集団化及び担い手への農地の利用集積を推進する。</p>	<p>・農道 県営事業にて、広域営農農地農道整備事業を実施している。高生産性農業の促進や農業の近代化、地域の利便性の向上や活性化を推進できた。</p> <p>・ため池 県営事業にて、地域ため池総合整備事業を実施している。地震時や台風等の豪雨出水時に備え、ため池を耐震改修することにより、堤体の決壊を防ぎ、下流域の災害を防止を推進できた。</p> <p>・ほ場整備事業 三豊市内では、県営事業で、下高野地区(豊中町)・下高瀬地区(三野町)、団体営事業では、大上地区(山本町)・白坂池地区(高瀬町)を実施している。過疎地域では、現在、吉池地区(仁尾町)のほ場整備の要望があり、県営事業で採択できるように地元地権者に対して香川県と説明会を行い、事業着手できるように推進している。</p>	<p>・農道 香川県に要望し、高生産性農業の促進や農業の近代化、地域の利便性の向上や活性化を図るため、農道網の有機かつ合理的な整備を早期に完了するように推進する。</p> <p>・ため池 香川県に要望し、農地及び農業用施設を災害から守り、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るとともに、国土の保全整備を早期に完了するように推進する。</p> <p>・ほ場整備事業 将来の農地利用を明確化した地域計画(目標地図)の実現に向け、多様な担い手のニーズに即した農地集積や高収益作物へ転換するための生産基盤整備を推進する。</p>
3. 産業の振興 (17-23)	基盤整備(農業)	県営中山間地域総合整備事業	土地改良課	<p>農業の生産条件等が不利な中山間地域において、地域の活力や多面的機能の低下を防ぐため、生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備を目的として、農業用排水施設、農地防災、農業集落排水施設、農業集落防災安全施設等の整備を行っている。</p> <p>実施箇所：三豊南部地区(財田町)</p>	<p>県営事業にて、農業の生産条件等が不利な中山間地域において、地域の活力や多面的機能の低下を防ぐため、生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備を推進できた。</p>	<p>香川県に要望し、地域の活力や多面的機能の低下を防ぐため、生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備を早期に完了するように推進する。</p>
3. 産業の振興 (17-23)	基盤整備(農業)	市単独補助土地改良事業	土地改良課	<p>農業生産基盤の整備及び農業生産力の増大を図ることを目的に小規模土地改良事業に対し、重機借上料(上限15万円)、原材料費(上限30万円)の支給、補助金(事業費上限120万円、補助率65%)を交付した。</p> <p>実施件数：293件 R3年度(詫間町20件・仁尾町86件・財田町53件) R4年度(詫間町6件・仁尾町66件・財田町62件)</p>	<p>地元からの申請が多い中、農業生産基盤の整備及び農業生産力の増大を図ることを目的に小規模土地改良事業を推進できた。</p>	<p>財源が限られる中で、農業生産基盤の整備及び農業生産力の増大を図ることを目的に小規模土地改良事業を推進する。</p>

三豊市過疎地域持続的発展計画の中間評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R3・4年度に過疎地域で実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
3. 産業の振興 (17-23)	基盤整備(農業)	団体営土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良課	地域社会にとって重要な社会資本となっている土地改良施設の適正な維持管理を進めるため、農業水利施設の定期的な修繕・補修や防災減災等のための緊急性の高い施設整備を実施する。	数年に1回行うような施設の整備補修の事業であるため、今回は令和3・4年度に加入した、詫間町の大浜排水機場の浚渫が対象であるが、令和7年度に事業実施のため、拠出金のみの支出となった。	地域社会にとって重要な社会資本となっている土地改良施設の適正な維持管理を進めるため、施設の操作点検、修繕等を推進する。
3. 産業の振興 (17-23)	基盤整備(林業)	造林事業	農林水産課	森林環境譲与税を活用し、森林組合が実施する特定森林再生及び森林整備直接支援事業に対して、現行の補助金に上乗せ補助を行った。 R3年度 計13件(10.23ha) 財田町(11件 9.76ha)、詫間町(2件 0.47ha)、 仁尾町(0件) R4年度 計4件(7.77ha) 財田町(3件 7.47ha)、詫間町(1件 0.3ha)、 仁尾町(0件)	森林所有者の自助努力によっては適切な整備が期待できない森林において、実施する人工造林等を支援し、森林所有者の自己負担を軽減することによって、林業の振興、環境保全に努めることができた。	引き続き森林環境譲与税を活用し、造林事業の上乗せ補助を行うことで、林業の振興、環境保全に努める。
3. 産業の振興 (17-23)	観光又はレクリエーション	観光施設整備事業	産業政策課	粟島海洋記念公園・仁尾マリーナ・つたじま海水浴場・父母ヶ浜海水浴場の施設修繕や機器更新、つたじま丸の修繕を実施。また、父母ヶ浜海水浴場では、多言語翻訳機の導入と車中泊専用駐車場RVパークの整備を行った。	経年劣化による施設修繕や機器更新を順次行い、施設利用者の利便性と満足度を向上させた。今後増加が予想されるインバウンドの対応として、多言語翻訳機を導入し、また、コロナ禍における新しい旅行スタイル「車中泊」ブームを背景にキャンピングカーの人気が高まる中、RVパークの整備を行い、施設の魅力度を向上させ、新たな客層を獲得した。	施設の老朽化が著しく、今後の修繕や更新に多額の費用が見込まれる。突然の故障等による施設機能の停止を避けるため、有利な財源を確保しながら計画的な修繕・更新を行っていく。
3. 産業の振興 (17-23)	経営近代化施設(農業)	たからだの里整備事業	産業政策課	たからだの里5施設(環の湯・物産館・湯の谷荘・ふるさと伝承館・パークゴルフ場)の管理・運営を委託により実施。物産館の防犯カメラ設置、ベーカリーコーナー新設やRVパーク整備等、施設運営に必要な整備・修繕等を行った。	適切な施設の整備・修繕等により、利用者へのサービスと安全性を向上させ、福祉と健康の増進に寄与するとともに、交流人口を増加させた。物産館では出品者が安心して出荷できる販売体制を整え、新たな顔となったベーカリーコーナーは、利用者の人気を集めている。	農業の担い手不足により「物産館」の産直商品の出品者が減少しているため、農業経営の継承啓発や新規出品者の開拓に取り組んでいく。また、老朽化が進んでいる「環の湯」は全体的な改修が必要な時期を迎えており、今後計画的に大規模改修を行う予定である。



三豊市過疎地域持続的発展計画の中間評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R3・4年度に過疎地域で実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
3. 産業の振興 (17-23)	漁港施設	漁港等整備事業	建設港湾課	漁港の利用上、及び水産振興上重要かつ緊急を要する下記地区を選定し全体計画を定め、県費補助事業を活用し施設整備を実施した。 R3年度 上新田漁港簡易浮桟橋改良工事 生里漁港1号防波堤等改良工事 本村漁港陸開設置工事 R4年度 大浜漁港3号泊地浚渫工事 大浜漁港7号護岸改良工事 曾保漁港B護岸改良工事	施設利用と背後集落の安全性、並びに漁業者の生産性が向上し、水産業の振興に寄与した。	施設の長寿命化や安全性の確保に向けて、漁港施設や漁港海岸等の定期点検を行い、計画的な維持管理に努める。
3. 産業の振興 (17-23)	過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	荒廃農地等利活用推進事業：耕作放棄地の解消に向けた取り組みを支援し、農業振興・環境改善を図る	農林水産課	認定農業者等の担い手が借り受けた遊休農地等の再生に係る経費を助成し、農用地の確保・集積に努めた。 R3年度 1件(仁尾町) R4年度 過疎地域では実施なし	担い手等により耕作放棄地解消に向けた遊休農地の再生利用が図られた。農地の持つ水源の涵養や自然環境の保全などの多面的な機能の効果が発揮された。	遊休農地等利活用促進事業の推進の他、担い手への利用集積や中山間直接支払制度の活用等を促進し、遊休農地の発生を防止する。
3. 産業の振興 (17-23)	過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	多面的機能支払事業：農村環境の保全管理を支援し、国土保全、水源涵養など多面的な機能の維持・発揮を図る	土地改良課	農業者及びその他の者(農業者団体、子ども会など)で構成した組織で、地域資源の保全活動や防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用や老朽化した農業施設の補修・更新など、長寿命化のための活動等を行っている。 活動組織数： R3年度 詫間1、仁尾2、財田15 R4年度 詫間1、仁尾2、財田3(13組織が統合)	地域農業活動を支援すると同時に、人と人との繋がりができ、地域農業が活性化した。	各組織において、高齢化や後継者不足等に苦慮している。地域の共同活動に係る支援を行い、今後も地域資源の適切な保全管理を推進するため事業を継続していく。
3. 産業の振興 (17-23)	過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	中山間地域等直接支払事業：条件が不利な中山間地において、農業を継続できるよう支援を行い、担い手の確保に努める	農林水産課	農業生産条件の不利な中山間地域において、国の中山間地域等直接支払制度を活用し、集落等を単位とした協定に基づき実施される農用地の維持管理等の農業生産活動への取組みを支援した。 R3年度：9件(仁尾町)、49件(財田町) R4年度：10件(仁尾町)、50件(財田町)	耕作者に交付された交付金により、農業の振興や農村環境の維持・向上が図られた。中山間地域における農用地の適切な維持管理が行われ、農業・農村の有する水源の涵養、自然環境の保全などの多面的な機能の維持・増進が図られた。	円滑な事業の取組を推進するとともに、農村環境の維持向上を図り、農村環境における人口定着を促進する。

三豊市過疎地域持続的発展計画の中間評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R3・4年度に過疎地域で実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
3. 産業の振興 (17-23)	過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	水産振興事業:漁協と連携して魚種苗の放流を行い水産業の振興を図る	農林水産課	水産資源の確保を図るため、三豊市漁協、詫間漁協へ放流魚種の要望調査を行い、沿岸漁場へ稚魚放流を計画的に実施した。	沿岸漁場へ稚魚放流を計画的に実施し、有用魚種の種苗を放流することにより、資源の維持と漁業生産性及び所得の向上を図ることができた。	水産資源の維持・拡大を図るため、継続して稚魚放流を実施し、漁業の活性化を推進する。
3. 産業の振興 (17-23)	過疎地域持続的発展特別事業(第1次産業)	有害鳥獣対策事業:有害鳥獣の捕獲奨励金や防護柵・捕獲罠の設置補助により、鳥獣被害の減少を図る	農林水産課	被害対策用ネット等購入補助金及び有害捕獲に関する捕獲奨励金、有害捕獲に必要な器具等の購入に対する補助金を交付し、鳥獣被害の抑制に努めた。	農業者自らが補助事業を活用して侵入防止柵を設置し、被害防止対策を行うことで、自分の農地は自分で守るという意識が醸成されている。侵入防止柵の設置がすすみ、三豊市鳥獣被害対策実施隊が中心となって捕獲活動を実施したことで、過疎地域におけるイノシシの捕獲数は、令和3年度は887頭、令和4年度は1,093頭であり、市全体の4割にあたるイノシシを捕獲できた。	今後も鳥獣被害を抑制していくため、各種補助事業を継続して実施する。また捕獲活動を担う、三豊市鳥獣被害対策実施隊員の確保をしていく。
3. 産業の振興 (17-23)	観光又はレクリエーション	観光振興事業:詫間地区・仁尾地区の魅力ある観光施設の維持管理を行い、観光客誘致を図る	産業政策課	粟島海洋記念公園・仁尾マリーナ・つたじま海水浴場・父母ヶ浜会浴場の管理・運営、つたじま渡船運航業務、紫雲山園地管理業務を委託により実施した。	民間のノウハウを活かした適切な管理・運営が、コロナ禍で減少していた観光客数を徐々に回復させている。	本市は観光資源が点在しており、地域全体としての魅力を出すことができていない。過去のアンケートでは、市民の観光に対する意識が低いとの結果も出ている。 観光客に選ばれる魅力ある地域とするために、官民連携による観光環境整備と市内外に向けた発信力の強化を図っていく。
3. 産業の振興 (17-23)	過疎地域持続的発展特別事業(観光)	離島振興事業:粟島芸術家村へ芸術家を招き離島振興を図る	産業政策課	文化芸術による離島振興策として、粟島芸術家村事業を継続して行った。若手芸術家が島内に滞在し、創作活動やワークショップ等を通して島民や来島者との交流を図った。2022年の瀬戸内国際芸術祭では、粟島会場の受入整備を行い、島民やボランティアが一体となった受入れにより芸術祭を盛り上げた。	粟島芸術家村事業や瀬戸内国際芸術祭などのアートプロジェクトを継続して実施してきたことにより、アートの島としての認知度向上に繋がり、島外からの来島者と島民との交流が生まれ、地域の活性化や再生に繋がる取組みとなっている。	島の人口減少・高齢化は深刻であり、本事業の担い手である”島の力”が弱まりつつある。 サステナブルな取組みにするためには、島民を支えるサポーターの協力が重要になるので、「海ほたる隊」の参加を広く呼び掛け、積極的に活動へ参加してもらおう。
4. 地域における情報化 (24-25)	過疎地域持続的発展特別事業(情報化)	先端技術導入推進事業:AI・IoTなどの先端技術を産業や行政など様々な分野に導入し、地域の持続的発展を図る	地域戦略課	財田町にあるAI拠点施設のMAiZMにて、小学生向けプログラミング教室及び高専生、自治体職員、一般企業等を対象にしたディープラーニング講座等を開催し、AI技術を活用できる人材の育成に努めた。	人材育成については、新たにインテル株式会社と包括連携協定を締結し、プログラミング教室、AI講座等を充実させ、学生、社会人共に学べる環境の土台構築を行った。一方で、企業課題・社会課題と先端技術のマッチングによる生産性・サービス向上は進んでいない。	先端技術導入に当たっては、地域、企業ともに経営戦略とデジタル人材の育成・確保が課題。 MAiZM、高専及び関連企業等と連携しながら地域全体のデジタルリテラシーの向上に取り組み、地域のデジタル実装を推進していく。

三豊市過疎地域持続的発展計画の中間評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R3・4年度に過疎地域で実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
5. 交通施設の整備、交通手段の確保 (26-28)	市町村道(道路)	市道新設改良事業	建設港湾課	交通の安全性と利便性の確保にむけての幹線道路の整備及び、市民からの要望による緊急性の高い路線の拡幅工事、舗装工事などを実施した。 市道松崎101号線舗装修繕工事 市道広江竜王宮線舗装修繕工事 市道大間線道路改良工事 市道経面加嶺峠線道路改良工事 ほか	事業実施により地域間連絡性を高めるとともに通行の利便性と安全性を確保した。	長寿命化や安全性の確保に向けて、定期点検を行い、計画的な維持管理に努める。
5. 交通施設の整備、交通手段の確保 (26-28)	市町村道(橋りょう)	橋りょう新設改良事業	建設港湾課	橋梁長寿命化修繕計画に基づきコスト圧縮を図りながら点検や修繕を実施した。 市道松崎下高瀬線(唐崎橋)橋梁補修工事 市道石野下線(石野下橋)橋梁補修工事 ほか	事業実施により安全な橋梁の通行環境を確保できた。	長寿命化や安全性の確保に向けて、定期点検を行い、計画的な維持管理に努める。
5. 交通施設の整備、交通手段の確保 (26-28)	林道	林道維持管理事業	農林水産課	市が管理する林道五郷財田線及び琴南財田線において、草刈り、側溝・路面清掃を実施した。また、倒木による枯れ木の撤去等に努めた。	林道の維持管理を実施することにより、森林の造林、下刈りなどの森林整備を図ることができた。	維持管理経費が年々増加しているため対応が必要である。また、林道完成から年数が経過し風化等により落石等が多く発生している。今後補助事業を活用し、計画的に保全工事を実施する。
5. 交通施設の整備、交通手段の確保 (26-28)	鉄道施設等(その他)	交通拠点整備事業	地域戦略課	コミュニティバスとの結節点であるJR詫間駅において、バス停留所の乗り場番号を表示した。 また、JR詫間駅、みとよ市民病院にはバス情報を表示するデジタルサイネージ(電子看板)を設置した。「父母ヶ浜」ではバス及びタクシー乗り場を集約した。	JR詫間駅は市内で最も利用者の多い駅であり、停留所に乗り場番号を表示したことで、視認性が向上した。 JR詫間駅・みとよ市民病院では、デジタルサイネージを設置したことで、機能強化に繋がった。 多くの観光客が訪れる「父母ヶ浜」で、バス及びタクシーの乗り場を集約したことにより利便性が大きく向上した。	今後もJRの駅及び主要な交通結節点等において拠点整備を継続して行うことで、利用者への適切な情報提供等により利便性の向上に努める。また、大浜地区の拠点施設として整備が進むコミュニティセンターの敷地内に、コミュニティバスの複数路線の乗り継ぎバス停としての停留所を設置することにより、コミュニティセンターが待合所の機能を果たせることで利用者の利便性向上が図られる。
5. 交通施設の整備、交通手段の確保 (26-28)	過疎地域持続的発展特別事業(公共交通)	過疎地域における移動手段確保事業：本地域における新たな公共交通の運行により交通手段の充実を図る	地域戦略課	財田町において、ラストワンマイルの取組として自宅とコミュニティバスの結節点までを結び、事前予約型のデマンドタクシーの実証を行った。また、公共交通が無い粟島において、日常の島民の移動手段を確保するために、グリーンズローモビリティの実証運行を行った。	財田町デマンドタクシーについては、リピーターの利用を獲得するなど、一定層の移動手段の確保に繋がった。粟島グリーンズローモビリティについては、実証3年目ということで定着化していることもあり、島民の日常の移動手段として欠かせないものとして認知され利用人数も伸びている。	財田町デマンドタクシーについては、新規利用者の獲得が伸びていないことから、要因分析や運行内容の見直しなど事業継続に向けた検討を進めていく。粟島グリーンズローモビリティは令和5年10月の有償化後、市民、観光客などへの利用PRを行うなど持続可能な交通手段とするための取組を推進する。

三豊市過疎地域持続的発展計画の中間評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R3・4年度に過疎地域で実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
6. 生活環境の整備 (29-31)	公営住宅	住宅建設事業	建築住宅課	「三豊市市営住宅長寿命化計画」の団地別実施方針(建替え、用途廃止、維持等)に沿い、詫間地区的場団地の一部除却を実施した。また仁尾地区曾保団地の外壁改修ほか必要に応じた老朽箇所への措置を講じた。	経年劣化に応じた適時適切な改修等措置を講じたことで、住宅居住者の安全性・快適性の確保、良質な住環境形成に寄与した。 耐用年限を経過した団地の除却を計画的に進め、施設保有量の適正化に努めた。	市内には耐用年限が経過し老朽化が進行している市営住宅が現在も数多く残っており、今後も計画的な用途廃止、建替え、改修等の対策が急務となっている。 用途廃止、建替え等取組を着実に進めるべく、R5年度以降で入居者の住替え事業等の施策を推進していく。
6. 生活環境の整備 (29-31)	消防施設	消防施設整備	危機管理課	三豊市消防団再編計画に基づき、令和3年度に詫間方面隊第7分団屯所と財田町防災センター、令和4年度に仁尾方面隊第3分団屯所を整備した。	災害時の拠点となる消防施設を整備することにより、迅速な消防防災活動ができるよう体制の強化を図ることができた。	三豊市消防団再編計画に基づき、令和5年度以降においても耐震性のない消防施設(消防屯所及び車庫)を建替え、消防力を低下させないよう計画的に整備する。
6. 生活環境の整備 (29-31)	下水処理施設(農村集落排水施設)	農業・漁業集落排水施設整備事業	環境衛生課	過疎地域(詫間・仁尾)において、下水道類似施設として整備された集落排水処理施設の適正な維持管理により、生活環境の保全に努めた。	維持管理委託業者と連携を密にし、老朽部品の早期発見、修繕工事等を実施することにより、処理工程の停止事故を回避した。新規接続を進めているが、処理区域内の人口減少が目立つ中、新築等がなく新規接続はない困難な状況となっている。	人口が著しく低下している地域もあり、使用料収入に対してランニングコストが大幅に超過する施設については機能診断結果を参考に機器の更新等を検討し維持経費の削減を図る。
6. 生活環境の整備 (29-31)	過疎地域持続的発展特別事業(生活)	空き家等対策事業: 空き家の解体や耐震改修、リフォームを支援し、地域の住環境の向上を図る	地域戦略課・建築住宅課	令和3年度の空き家等実態調査による現状の把握及び空き家の適正管理依頼を通じて啓発を行った。老朽危険空き家除却支援事業では詫間、仁尾、財田地区で21件の老朽化した空き家の除却に対する支援を行った。空き家バンク登録の促進や空き家バンクの物件購入者に対する空き家バンクリフォーム補助事業を実施した。	老朽危険空き家除却支援事業は市内で40件の除却支援を行ったが、半数以上の21件が対象地域であり、過疎地域対策として実態調査及び適正管理依頼の啓発に一定の効果が出ている。 過疎地域における、空き家バンクの新規登録は令和3年度24件、令和4年度24件、空き家バンクリフォームは令和3年度18件、令和4年度14件となった。補助事業によって、地域の活性化や人口減少の抑制に寄与した。	市内、特に対象地域にはまだ多くの空き家が存在し、今後も増加していくと考えられる。令和5年度からは空き家バンク及び空き家バンクリフォーム補助事業を建築住宅課に移管し、空き家に関する窓口を一体化した。老朽化した危険な空き家は除却支援、状態の良い空き家は空き家バンクによる利活用等、空き家の発生を抑制するため、市民への啓発に努める。
6. 生活環境の整備 (29-31)	過疎地域持続的発展特別事業(生活)	民間住宅耐震対策支援事業: 住宅の耐震化を支援し、住環境の改善の防災対策を図る	建築住宅課	昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の住宅に対する耐震診断、耐震改修等に対する支援を行い、過疎地域では耐震診断10件、耐震(簡易)改修5件に対する支援を行った。	市全体での耐震診断及び耐震改修支援の実績は診断34件、耐震(簡易)改修11件であり、対象地域以外との比較で、一定の成果が出ていると考えられる。	市内にはまだ多くの未耐震住宅が存在し、耐震改修は費用が高額になるため、申請を躊躇する市民も多く存在すると考えられる。現在、県が推奨する低価格工法であれば最小限の改修で強度を確保出来るため、啓発の強化及び予算の確保に努めていく必要がある。

三豊市過疎地域持続的発展計画の中間評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R3・4年度に過疎地域で実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (32-35)	認定こども園	認定こども園・幼保施設整備事業	保育幼稚園課	令和3年度には、財田保育所と財田幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園財田こども園を開設した。 令和4年度には、仁尾保育所と平石幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園仁尾こども園を開設した。	「三豊市就学前教育・保育総合計画」に基づき、計画期間において、仁尾区域・財田区域で幼保連携型認定こども園を配置し、充実した幼児教育が受けられる体制づくりを推進することができた。	令和8年度運営開始に向けて進めている松崎地区就学前施設(仮称)整備に併せて、「三豊市就学前教育・保育総合計画」に基づき、詫間区域の施設の在り方を検討する。
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (32-35)	高齢者福祉施設(高齢者生活福祉センター)	隣保館整備事業	人権課	令和3年度には、ふれあいプラザにおの駐車場整備工事として、駐車場の舗装を行った	駐車場の舗装することで、法面の土砂流出や法面及び駐車場の雑草繁茂など、管理上の課題が解消し、館の利用者にとっても利用しやすい環境を整えることができた。	施設の維持管理においては、破損・老朽化について逐次対応していく。
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (32-35)	その他	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	地域の子育て支援拠点として子育て世帯の交流の場を提供し、子どもが健やかに育つよう支援を行った。詫間地区ではつどいの広場事業を1か所、仁尾地区では地域子育て支援センター事業を1か所実施した。	詫間地区のつどいの広場事業として3,599人/年、仁尾地区の地域子育て支援センター事業として1,645人/年の利用があり、子育て世帯のコミュニティ作りや、保護者への相談支援等を行うことができた。	出生数の減少に伴う地域のつながりの稀薄化を防ぐためにも、地域の子育て支援拠点としての役割を引き続き果たす必要がある。また、詫間庁舎周辺整備事業として詫間地区のつどいの広場事業の実施場所の再編が必要となる。
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (32-35)	過疎地域持続的発展特別事業(児童福祉)	児童館管理運営事業：児童館の維持管理を行い、子どもの健全な育成と子育て支援を図る	子育て支援課	児童に健全な遊びを与えて、その児童の健康の増進、情操をゆたかにすることを目的として事業を実施した。仁尾地区で仁尾町児童館を運営した。	仁尾町児童館では3,458人/年の利用があり、児童の健全な育成に寄与することができた。	児童の健全な育成を図るため、今後も地域と連携しながら、子どもの活動の場を提供する。
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (32-35)	過疎地域持続的発展特別事業(高齢者・障害者福祉)	隣保館管理事業：隣保館の維持運営を行い、地域福祉の充実を図る	人権課	健康づくりや文化活動などを通じて地域の高齢者等の生きがいづくりを目的に、教養文化活動(ヨガ教室等)や地域福祉事業(高齢者宅訪問、デイサービス等)を実施した。 ふれあいプラザにお利用者数 R3:2,297人 R4:3,195人	ヨガや脳トレ教室など、高齢者の健康づくり教室の回数を増やすことで、高齢者の外出を促し、社会参加を促進することができた。	コロナ禍であったことも影響し、ここ数年は利用者数の減少が見られるため、その減少した利用者数をコロナ前の水準に戻せるよう、地域住民を含めた利用者のニーズに沿った事業を展開していく。

三豊市過疎地域持続的発展計画の中間評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R3・4年度に過疎地域で実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
8. 医療の確保 (36-37)	診療施設(病院)	市立病院建替事業	市民病院	みとよ市民病院は工事も順調に進み令和4年3月31日引渡しを受け、4月23日開院式、内覧会を行い、令和4年5月1日、旧永康病院から移転した。連休明けの5月9日から外来診療を開始した。	基本理念である、地域に密着した病院として、住民の健康、福祉に貢献し安全で良質な医療を受けられる病院をめざす。 コロナ禍であり、市民向けの内覧会は中止となった。 70名の入院患者様の移送は問題無く実施できた。	病院の管理において、必要経費等の削減(電気・水道光熱費)を行い、経営改善に努める。
8. 医療の確保 (36-37)	過疎地域持続的発展特別事業(自治体病院)	医師確保対策事業:香川大学に設置している寄附講座を拡充し、医師の確保を図る	市民病院	香川大学及び岡山大学並びに県医務国保課に常勤医師派遣について要望した。 令和4年度からに香川大学と寄附講座を開設している。	令和4年5月に整形外科医師1名が配置され、常勤医師が整形外科2名体制となった。しかし、内科・精神科については人員は変わらず内科3名、精神科1名の現状である。 令和4年度から令和6年度までの3カ年寄附講座は継続する。それにより非常勤医師2名の派遣となった。	関係機関に働きかけ、医師確保に努めたい。 令和7年度からも引き続き寄附講座が開設できるよう努めたい。
9. 教育の振興 (38-42)	学校教育関連施設(校舎・屋内運動場・水泳プール)	中学校施設整備事業	教育総務課	市内全域で、中学校運営及び維持管理などを実施した。 令和3年度は、仁尾地区でトイレ改修工事などを実施した。また、学校施設の修繕を詫間地区で11件、仁尾地区で11件、財田地区で10件を実施した。 令和4年度は、詫間地区で屋上防水改修工事、仁尾地区で屋内運動場防水改修工事や、詫間、仁尾、財田地区で網戸設置工事などを実施した。また、学校施設の修繕を詫間地区で10件、仁尾地区で7件、財田地区で10件実施した。	限られた予算の中で、学校運営に係る維持管理に務めた。また、老朽施設が多い中で、優先順位を付けながら計画的に修繕を行い、教育環境の充実が図れた。	施設の老朽化が進行する中で、子どもたちの教育環境の充実の為に、限られた予算の範囲で、効率的、計画的に整備を進めていかなければならない。突発的な修繕が必要となるケースが増える可能性があるが、迅速柔軟に対応していく。

三豊市過疎地域持続的発展計画の中間評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R3・4年度に過疎地域で実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
9. 教育の振興 (38-42)	学校教育関連施設(校舎・ 屋内運動場・水泳プール)	小学校施設整備事業	教育総務課	市内全域で、小学校運営及び維持管理などを実施した。 令和3年度は、詫間地区で荷物用エレベーター改修工事、仁尾地区で網戸改修工事などを実施した。また、学校施設の修繕を、詫間地区で21件、仁尾地区で16件、財田地区で7件実施した。 令和4年度は、仁尾地区で法面改修工事や詫間、仁尾地区で網戸設置工事などを実施した。また、学校施設の修繕を詫間地区で18件、仁尾地区で10件、財田地区で2件の実施した。	限られた予算の中で、学校運営に係る維持管理に務めた。また、老朽施設が多い中で、優先順位を付けながら計画的に修繕を行い、教育環境の充実が図れた。	財田、山本地区以外の小学校施設で老朽化が進行する中、子どもたちの教育環境の充実の為に、限られた予算の範囲で効率的、計画的に整備を進めていかなければならない。突発的な修繕が必要となるケースが増える可能性があるが、迅速柔軟に対応していく。
9. 教育の振興 (38-42)	学校教育関連施設(スクールバス・ポート)	スクールバス事業	教育総務課	財田地区小学校、詫間地区小・中学校で、通学支援策としてスクールバスの運行を実施した。	通学支援策を必要としている児童生徒に対し、適切なスクールバスの運行ができた。	令和5年度に三豊市立学校再編整備基本方針(改訂版)を策定し、その方針に基づいて学校再編整備を進めていく予定である。今後、統合についての協議が進めば、遠距離通学となる児童・生徒については、スクールバス等の通学支援策について検討していく。
9. 教育の振興 (38-42)	学校教育関連施設(給食施設)	学校給食施設整備事業	学校給食課	旧永康病院跡地での北部給食センターの建設を目指し、調整に努めた。	建設候補地の方針変更のため、建設に至らなかった。	安心・安全な学校給食の安定的な実施のため、早期に整備に取り組む。
9. 教育の振興 (38-42)	集会施設、体育施設等(集会施設)	旧大浜幼稚園除却事業	管財課	地域の未耐震施設を集約し、コミュニティの核となる複合施設を新設するため、新設場所にある旧大浜幼稚園の解体工事を行った。	機能集約により、公共施設の総数を削減し、トータルでの維持管理費用を削減することができた。	令和4年3月に旧大浜幼稚園を解体し、新施設建設のため令和4年3月に更地を担当課へ引き継いだ。
9. 教育の振興 (38-42)	集会施設、体育施設等(集会施設)	大浜地区コミュニティセンター(仮称)建設事業	生涯学習課	新たな地域コミュニティ拠点として、生涯学習、老人クラブ、出張所機能を集約した施設整備に向けて地元調整や設計を実施した。	機能集約することで、新たな地域コミュニティの拠点として生涯学習(教育)の振興に資する取り組みである。	令和5年度中の建設完了に向けて、令和5年7月に着工し、工事を進めている。竣工後は、地域住民の利活用促進に努める。
9. 教育の振興 (38-42)	集会施設、体育施設等(集会施設)	宝山湖公園芝生広場改修事業	スポーツ振興課	令和3年度から令和4年度にかけて、宝山湖公園グラウンドの改修工事を行った。(天然芝コート2面、人工芝コート1面、多目的グラウンド、トイレ2棟、観覧席など)	公園施設の改修整備により、ハイレベルなスポーツ施設として生まれ変わり、利用者の利便性が向上した。	適正な施設管理により維持管理コスト抑制に努めるとともに、民間活力を活用した多角的な事業展開により施設の利用率向上を図り、施設利用料収入等を増加させることで、市の財政負担の低減を図る。

三豊市過疎地域持続的発展計画の中間評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R3・4年度に過疎地域で実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
9. 教育の振興 (38-42)	過疎地域持続的発展特別事業(義務教育)	学習ICT事業:アダプティブラーニングの実現に向け、システムやデジタル教材を導入・運用する	学校教育課	A1ドリル教材を令和3年度から、三豊市の全小中学校に導入した。	A1ドリル教材利用率(月間で利用した児童生徒の割合)は、令和3年9月時点で73%、令和5年6月時点で83%と増加している。	活用に少しばらつきが見られることから、学年や場面に応じた活用ができるよう、定期的に市教育委員会が働きかけをしていく。
9. 教育の振興 (38-42)	過疎地域持続的発展特別事業(生涯学習・スポーツ)	マリニューエーブ管理運営事業:市の文化会館であるマリニューエーブの管理運営を行い、生涯学習の活性化を図る	生涯学習課	指定管理者において、過疎地域のみならず三豊市全体の文化活動の拠点として地域活性化に資する事業を実施した。	新型コロナウイルス感染症の流行により、施設利用については様々な制限がかかり、管理運営に大きな影響を及ぼしたものの、その都度状況に応じた適切な対応に努めた。	施設の老朽化などによる多額の修繕費や光熱水費などの維持管理費の高騰が見込まれる中で、財源確保等が急務である。
9. 教育の振興 (38-42)	過疎地域持続的発展特別事業(生涯学習・スポーツ)	スポーツ施設管理運営事業:市営体育館、野球場、武道場などの運営運営を行い、スポーツの活性化と健康増進を図る	スポーツ振興課	利用者が安全・快適に使用できるよう、適宜修繕を行うなど、適切な維持管理に努めた。 (詫間) ・たくまシーマックス(浴槽・プール系統ろ材更新、チリングユニット更新、排煙窓・非常用照明修繕) ・詫間町市民運動場(浄化槽修繕) ・詫間町体育センター(漏水修繕) (仁尾) ・仁尾公園テニスコート(テント張替修繕) ・仁尾町体育センター(内部修繕) (財田) ・財田B&G海洋センター(屋上防水修繕、アリーナ照明修繕)	現状維持ではあるが、施設利用者に不便をかけないような維持管理ができた。	未耐震施設(詫間町体育センター・市武道館)の対応 ⇒個別施設計画との整合性を図りながら、適切に対応していく必要がある。
9. 教育の振興 (38-42)	過疎地域持続的発展特別事業(生涯学習・スポーツ)	宝山湖公園管理運営事業:宝山湖運動公園における社会教育や社会体育を促進し、地域の活性化を図る	スポーツ振興課	令和3年度から令和4年度にかけては、宝山湖公園グラウンドの改修工事のため、公園の利用を休止していた。	宝山湖公園のグラウンド改修工事により公園の利用を休止していたため、施設を利用した社会体育事業は実施できなかった。	宝山湖ボールパーク夢いっぱいプロジェクトとして、カマタマール讃岐と連携して、民間活力を活用した『教育』、『健康』及び『ツーリズム』など多角的な事業展開に取り組んでいく。



三豊市過疎地域持続的発展計画の中間評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R3・4年度に過疎地域で実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
10. 集落の整備 (43-45)	過疎地域集落再編整備	詫間庁舎周辺整備事業	都市整備課	令和3年度に策定した詫間地区支所周辺の整備基本構想を基に、令和4年度から市民センター詫間(仮称)の設計業務を実施している。	都市拠点に位置付けられている当該エリアにおいて、高次な都市機能を集約し、生活の利便性を確保するとともに、自然と都市が調和し、人と人、機能同志のつながりが実感できるまちの創造に向けて整備が進められている。	限られた財源の中で、ライフサイクルコストの低減に考慮した施設整備を行うとともに、積極的に有利な財源の獲得をめざす。
10. 集落の整備 (43-45)	過疎地域持続的発展特別事業(集落整備)	公園維持管理事業：公園の維持管理を行い、住民の健康増進や福祉向上を図る	都市整備課	市が管理する都市公園及びその他公園施設において、適切な維持管理を行った。	適切な維持管理を行い、良好な自然環境の保全を図りつつ、市民が安全に利用できる公園管理ができた。	遊具等は定期的に点検・修繕を行っているが、限られた財源の中で、劣化の進行具合や緊急を要する際に、予算確保が難しい場合がある。今後も継続して保守点検や樹木等の管理を行うほか、定期的な見回りを実施していく。
10. 集落の整備 (43-45)	過疎地域持続的発展特別事業(集落整備)	都市計画事業：詫間地区支所周辺整備に向けて計画を策定する	都市整備課	令和3年度に詫間地区支所周辺整備に向けた整備基本構想を策定した。	市民が集い交流する地域コミュニティの形成に向け、整備基本構想において、市民センター詫間(仮称)の機能や建物配置、想定規模等を整理できた。	活発な市民活動を可視化し、誰もが気軽に立ち寄り、あらゆる世代における交流の場となる空間づくりを形成していく。
10. 集落の整備 (43-45)	過疎地域持続的発展特別事業(集落整備)	公有財産管理事業：「三豊市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の維持管理や再編を行う	管財課	「三豊市公共施設等総合管理計画」に基づき、過疎地域における公共施設の再編整備に関する進捗管理を行った。また、公有財産管理審査会を開催し、公共施設の再配置に関する審査を行うことにより、個々の施設における存続、廃止、集約化などの方針決定し、今後の公共施設の方針等について各部局間での情報共有を図った。	各公共施設所管課において、「三豊市公共施設等総合管理計画」の計画に基づいた過疎地域における公共施設の維持管理や再編を実施できている。	「三豊市公共施設等総合管理計画」に掲げる保有延床面積の削減目標達成のため、過疎地域における地域コミュニティの核となる施設を維持しつつ、公共施設の削減を推進していく必要がある。また、非常に厳しい財政状況の中、施設の維持管理や廃止施設の除却のための財源確保も課題である。
11. 地域文化の振興等 (46-47)	地域文化振興施設等(地域文化振興施設)	社会教育施設整備事業	生涯学習課	施設利用者の利便性向上のため、詫間町図書館、詫間町民俗資料館・考古館、財田町公民館のトイレ洋式化工事に関する設計を実施した。	施設の利便性向上により利用者を増加させ、地域文化の振興に寄与した。	令和5年度には詫間町図書館、詫間町民俗資料館・考古館、財田町公民館のトイレ洋式化工事を実施。他の施設も、老朽化が進む中で、利便性向上と財源確保の両面から計画的な施設整備が必要となる。
11. 地域文化の振興等 (46-47)	地域文化振興施設等(地域文化振興施設)	マリンウェーブ整備事業	生涯学習課	施設の老朽化による大規模改修(マーガレットホール特定天井の改修等)の実施設計に向けて、各種調整を行った。	市内で大規模なコンサートが実施できる唯一の文化施設であり、計画的な修繕を実施することで、更なる文化振興が期待できる。	令和5年度中に実施設計を完了し、各種イベントの実施などとスケジュール調整しながら、令和7年1月から11月で工事を実施する。施設の利便性向上と財源確保の両面から計画的な修繕が求められる。

三豊市過疎地域持続的発展計画の中間評価シート

計画該当分野 (計画該当ページ)	事業名(施設名)	事業内容	担当課	①R3・4年度に過疎地域で実施した内容	②実施内容に対する評価	③今後の課題と対応策
12. 再生可能エネルギーの利用の推進 (48-49)	過疎地域持続的発展特別事業(再生可能エネルギー利用)	住宅用太陽光発電システム等設置支援事業:民間住宅への太陽光発電設備等の設置支援を行い、環境保全と新エネルギーの導入推進を行う	環境衛生課	過疎地域(詫間・仁尾・財田)においても、住宅用太陽光発電設備等の設置に対して補助を行い、環境保全と再生可能エネルギーの利用促進を図った。	住宅用太陽光発電設備等の設置に対して35件の補助を行い、環境保全と再生可能エネルギーの利用促進を図ることができた。	まだ市民意識の醸成が不十分であるため、継続して住宅用太陽光発電設備等の設置に対して補助を行うとともに、令和5年度からZEHの新築、購入又は改修に対して支援を実施し、啓発を行うことで、更なる環境保全と再生可能エネルギーの利用促進を図る。